

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 文化・観光部文化局世界遺産センター整備課を廃止するとともに、文化・観光部関係出先機関として、静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所を置くこととしました。（第10条、第12条、第19条の3、第71条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、平成29年9月1日から施行することとしました。